

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料 仮徴収(4月・6月・8月の年金天引き)が 始まります

◆対象となるかた

年額18万円以上の年金を受給しているかたで、介護保険料との合計額が年金支給額の2分の1を超えないかた
また、国民健康保険の場合、加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯主

◆仮徴収の金額

・平成26年2月現在、特別徴収となっているかた
↓平成26年2月の天引き額と同額
・新たに特別徴収の対象となつたかた
↓前年度の保険料(税)年額の6分の1の額(仮徴収開始通知書を郵送します)

平成26年度の国民健康保険税・後期高齢者医療保険料が確定したのち、仮徴収額を差し引いた残りの保険料(税)を

10月・12月・2月に支給される年金から徴収させていただきます。

特別徴収による納付については、申請により口座振替に変更することができます。取扱金融機関の窓口で、口座振替の手続きをしてから、受け取った口座振替依頼書の「本人控え」「被保険者証」と「認印」を持参のうえ、保険年金課または窓口センターへ申し出をしてください。
引き続き年金からの天引きを希望されるかたは、手続きは不要です。

■お問合せ

保険年金課 岩井仮設庁舎
・国民健康保険
内線1732
・後期高齢者医療保険
内線1736

坂東市独自の制度 坂東市すこやか 医療費支給制度

坂東市すこやか医療費支給制度は、小学6年生までのお子さんや妊産婦(福)受給者のかたが医療保険を使い診療等を受けた際に、一部負担金を助成する坂東市独自の制度です。

小学6年生までの お子さんの場合

(福)医療福祉費支給制度に該当しない9歳(小学3年生)までのお子さん、小学4・5・6年生のお子さんが対象となります。

対象期間は、出生の日から小学6年生の3月31日までです(福)医療福祉費支給制度に該当し、(福)医療福祉費受給者証(ピンクのカード)をお持ち

のかたは除きます。

妊産婦(福)受給者の場合

妊産婦(福)受給者が、産婦人科以外の医療機関において診療等を受けた場合に対象となります。

対象期間は、交付申請をした月初めから出産(流産を含む)の翌月末日までです。

※定期健診や予防接種など保険診療以外(自費)の費用は対象となりません。

新4・5・6年生の すこやか医療費受給者証が 新しくなります

4月1日から新4・5・6年生のすこやか医療費受給者証が新しくなります。3月下旬に新しい受給者証を郵送します。県内の医療機関等を受診される際は、受給者証と保険証を必ず医療機関の窓口提示してください。

■お問合せ

保険年金課 岩井仮設庁舎
内線1736

坂東で家づくりをするなら 株式会社スズモク テレビ出演！



スマートフォンで
再生出来ます！



～ メッセージ ～

坂東市に生まれ、地元で育ち、3人の子供を育てています。「感謝される仕事がしたい」というのが今の家づくりの原点です。ホームページでは、ご家族全員が納得して家を建てるための正しい情報を提供しています。ぜひご覧ください。

鈴木

スズモク

検索

株式会社スズモク 本社：茨城県坂東市生子717-2
代表取締役 鈴木尚美 tel：0120-18-7388 fax：0280-88-7388

▲2013年11月13日20:30～ TOKYOMX 「企業魂」に出演しました。